

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)**1 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度における日本経済は、期間の前半は世界経済の不透明感の高まりなどから停滞感を伴う状況で推移しましたが、期間の後半は非住宅を中心とする建設投資や自動車を中心とする鉱工業生産の回復などの要因から緩やかに回復しました。

世界経済では、牽引役が期待される米国で失業率の大幅な改善と高い経済成長率が確認されたことから、2016年12月と2017年3月に政策金利の追加引き上げが行われ、中国経済も減税や公共投資などの政策効果から夏以降は内需が堅調な推移を見せました。一方で期間の最終盤には、米国新大統領の議会との対立から主要政策の実現性に懐疑的な見方が広がった事に加え、英国のEU離脱通知や北朝鮮問題などのリスク要因から世界的な株価の下落と円高の動きが現れました。

日本国内鉄鋼市場では、期間の前半は需要産業の生産が盛り上がりや欠き、鉄鋼原材料の価格上昇に呼応した製品価格は正の動きも勢いを欠いておりましたが、秋以降は鋼材受注の回復と歩調を合わせ在庫調整が順調に進んだことに加え、中国における政府主導の減産に起因した原料炭価格急騰などの要因から、期間の後半は値上げの機運が高まりました。

海外鉄鋼市場では、中国鉄鋼業の高水準な輸出を背景に、世界各地域でアンチダンピングやセーフガードなど保護主義的措置が頻発しておりますが、期間の後半は中国国内の鉄鋼需要の好転に加え、原料炭価格急騰の影響などから、アジアを中心に鉄鋼市況は堅調に推移しました。なお、期間の最終盤には鉄鋼原材料の価格下落や中国市況の軟化などの要因から海外市況は軟調に転じました。

このような環境のなか、当社グループの当連結会計期間の業績は、売上高1,542億21百万円(前期比49億92百万円減)、営業利益131億68百万円(同58億66百万円増)、経常利益137億63百万円(同53億19百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益67億34百万円(前期は27億71百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

採算重視の販売活動と価格是正に努めましたが、日本国内では鋼板商品および建材商品で期間の前半に市況軟化の影響を受けたこと、海外では台湾の子会社である盛餘股份有限公司(以下、SYSCO社という。)の米国向け販売量の減少に加え、為替の影響などもあり、減収となりました。損益面では、タイの子会社であるPCM PROCESSING (THAILAND) LTD. (以下、PPT社という。)および中国の子会社である淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司(以下、YSS社という。)の改善に加え、台湾SYSCO社の台湾国内での販売強化の効果、日本国内ではエネルギーコスト低減に加え鋼板商品の価格是正に努めたことなどから、2016年

11月2日に開示しました予想を上回る実績となりました。

次に各事業内容の概況についてご説明いたします。

①鋼板関連事業

売上高は1,428億11百万円、営業利益は129億69百万円であります。

<鋼板業務>

日本国内のひも付き（特定需要家向け）では、顧客へのきめ細やかな対応に努め販売数量は前期比で回復しましたが、販売価格の是正に時間を要していることなどから減収となりました。店売り（一般流通向け）では、地域密着営業に努めたことなどから販売量が増加し、価格は正も一定の進捗があったことから増収となりました。

海外では、台湾のSYSCO社は、米国のアンチダンピングの影響などから輸出の販売量が減少し減収となりましたが、台湾国内で高いブランド力を活かした販売強化に努めた結果、利益は前期比で大きく増加しました。タイのPPT社は、品質面での更なるレベルアップに努めるとともにコストダウンにも取り組んだ結果、販売量が増加し通期で黒字となりました。中国のYSS社は、販売量および損益改善で一定の進捗がありますが、計画に対する遅れを鑑み「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損測定を行った結果、2016年12月末にYSS社の保有する固定資産につき714百万円の減損処理を行いました。引き続き黒字化に向け取り組みを進めてまいります。

<建材業務>

建材業務の建材商品では、顧客への提案営業に努めましたが、需要が弱含むなか主に期間の前半でルーフの販売量が減少したことなどから減収となりました。エクステリア商品では、前期に好調だった大型倉庫、自転車置場の販売数量は減少しましたが、ダストピットの販売が好調であったことに加え、中・大型物置の「エルモ」も好調を維持していることなどから概ね前期並みの売上となりました。なお、工事については物件の大型化による工期の長期化などの要因から、減収となりました。

以上から、鋼板関連事業としては減収となりました。

②ロール事業

売上高は33億85百万円、営業利益は2億64百万円であります。

輸出の販売量は減少しましたが、日本国内の鉄鋼向けでは耐摩耗性を高めた製品の拡販に努めたことなどから販売量が増加し、概ね前期並みの実績となりました。

③グレーチング事業

売上高は36億72百万円、営業利益は1億62百万円であります。

公共事業では災害復興・防災対策に予算の多くが配分されたことから主力の道路事業向けでは厳しい状況となりましたが、民間建設案件に注力したことに加え高機能商品の拡販にも取り組んだことなどから、前期を上回る実績となりました。

④不動産事業

売上高は9億95百万円、営業利益は7億58百万円であります。

賃貸ビルの入居率は向上しておりますが、前期と比べ販売用不動産の売上が減少したことから減収となりました。

⑤その他事業

売上高は33億56百万円、営業利益は3億16百万円であります。

運輸・倉庫業の売上が増加したことなどから増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は57億74百万円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社姫路事業所 …… グランウォール生産設備
- ・当社本社 …… 不動産（賃貸ビル）購入
- ・当社呉工場 …… めっき主幹電気品更新
- ・当社大阪工場 …… 蓄熱式脱臭装置導入

②当連結会計年度において継続中の主要設備

- ・特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額179億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境が激しく変化するなか、持続的な成長を実現していくためには、将来を見据えたビジョンと計画を持ち、その内容をステークホルダーの皆様と共有することで当社グループの活力を高めていくことが有効であると考え、この度、当社グループの長期ビジョン『桜（SAKURA）100』および2017年度から開始する3年間の『淀川製鋼グループ中期経営計画2019』を策定しました。

この『淀川製鋼グループ中期経営計画2019』において基本戦略としております「強靱な収益構造の確立」「新しい事業領域への挑戦」「強固な経営基盤の構築」に沿った取り組みを進め、長期ビジョンの達成に向けた礎を築くことが、当面の対処すべき課題であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第115期 (平成26年3月期)	第116期 (平成27年3月期)	第117期 (平成28年3月期)	第118期 (平成29年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	157,551	175,889	159,214	154,221
経常利益 (百万円)	7,590	7,173	8,444	13,763
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,270	2,617	△2,771	6,734
1株当たり 当期純利益 (円)	20.76	16.73	△90.14	224.27
純資産 (百万円)	156,533	164,899	153,399	161,374

(注) 第117期につきましては平成27年6月24日開催の第116期定時株主総会決議に基づいて、平成27年10月1日付で株式併合（5株を1株に株式併合）を行っておりますが、第117期（平成28年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売、倉庫業
盛餘股份有限公司 (SYSCO社)	3,211 百万 台湾ドル	52.1	鉄鋼製品の製造および販売
淀鋼商事株式会社	370 百万円	97.4	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300 百万円	52.6	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100 百万円	100.0	ゴルフ場などの経営および不動産賃貸
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板 有限公司(YSS社)	220 百万 USドル	100.0 (20.9)	鉄鋼製品の製造および販売
PCM PROCESSING (THAILAND) LTD. (PPT社)	1,377 百万 タイバーツ	75.7	カラー鋼板の製造、加工および販売

(注) 1. 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

2. 平成28年6月に当社がYSS社に追加出資したことにより、同社に対する議決権比率が増加しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
鋼板関連事業	冷延鋼板、磨帯鋼、カラー鋼板、ガルバリウム鋼板ほかの表面処理鋼板 建材商品（屋根材、壁材など）、建設工事の設計および施工 エクステリア商品（物置、ガレージ、自転車置場、ダストビットなど）
ロール事業	鉄鋼用ロール、非鉄用ロール
グレーチング事業	グレーチング
不動産事業	ビル賃貸、駐車場経営
その他事業	機械プラント、ゴルフ場経営、倉庫業、運送業、売電（太陽光発電）など

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地				
株式会社淀川製鋼所	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号			
	営業所	名称	所在地	名称	所在地
		札幌	北海道札幌市	大阪統括	大阪府大阪市
		仙台統括	宮城県仙台市	神戸	兵庫県神戸市
		盛岡	岩手県盛岡市	岡山	岡山県岡山市
		新潟	新潟県新潟市	広島	広島県広島市
		長野	長野県長野市	高松統括	香川県高松市
		東京統括	東京都中央区	高知	高知県高知市
		高崎	群馬県高崎市	八幡	福岡県北九州市
		横浜	神奈川県横浜市	福岡統括	福岡県福岡市
		北陸	富山県富山市	鹿児島	鹿児島県鹿児島市
	名古屋統括	愛知県名古屋市	沖縄	沖縄県那覇市	
	静岡	静岡県静岡市			
工場・事業所	名称	所在地	名称	所在地	
	大阪	大阪府大阪市	泉大津	大阪府泉大津市	
	呉	広島県呉市	福井	福井県坂井市	
	市川	千葉県市川市	姫路	兵庫県姫路市	
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪府大阪市大正区鶴町五丁目3番50号			
盛餘股份有限公司 (SYSCO社)	本社	中華民国 高雄市(台湾)			
淀鋼商事株式会社	本社	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号			
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	千葉県市川市高谷新町5番地			
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪府大阪市中央区博労町四丁目2番15号			
淀川盛餘(合肥)高科技鋼板 有限公司(YSS社)	本社	中華人民共和国 安徽省合肥市			
PCM PROCESSING(THAILAND) LTD.(PPT社)	本社	タイ王国 チョンブリー県			

(9) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,927名	49名減
ロール事業	150	3名減
クレーンクック事業	57	変動なし
不動産事業	5	変動なし
その他事業	183	5名減
全社（共通）	80	7名増
合計	2,402	50名減

- (注) 1. 上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,156名	1名減	38.3歳	16.8年

(注) 使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 143,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,090,965株 (自己株式5,746,265株を除く。)
 (3) 株主数 5,984名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
みずほ信託銀行株式会社	1,094 ^{千株}	3.63%
株式会社りそな銀行	1,068	3.55
株式会社みずほ銀行	1,062	3.52
ヨドコウ取引先持株会	908	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	875	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	721	2.39
日本生命保険相互会社	618	2.05
株式会社ポスコ	600	1.99
JFEスチール株式会社	587	1.95
株式会社佐渡島	564	1.87

(注) 1. 当社は、自己株式5,746,265株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式(5,746,265株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成29年3月31日現在）

名 称	2004年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成16年7月12日	平成17年7月14日
新 株 予 約 権 の 数	9個	8個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 1,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 1,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新株予約権の行使期間	平成16年7月13日～平成36年6月29日	平成17年7月15日～平成37年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 9個 株数 1,800株 保有者数 3名	個数 8個 株数 1,600株 保有者数 3名

名 称	2006年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成18年7月31日	平成19年8月1日
新 株 予 約 権 の 数	15個	15個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	1個当たり478,000円	1個当たり546,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成38年6月29日	平成19年8月2日～平成39年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 15個 株数 3,000株 保有者数 3名	個数 15個 株数 3,000株 保有者数 3名

名 称	2008年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2009年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成20年7月30日	平成21年7月30日
新 株 予 約 権 の 数	22個	30個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 4,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	1個当たり416,000円	1個当たり365,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新株予約権の行使期間	平成20年7月31日～平成40年6月29日	平成21年7月31日～平成41年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 22個 株数 4,400株 保有者数 3名	個数 30個 株数 6,000株 保有者数 4名

名 称	2010年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2011年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成22年7月29日	平成23年8月1日
新 株 予 約 権 の 数	34個	37個
目 的 と な る 株 式 の 種 類 お よ び 数	普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 7,400株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1個当たり280,000円	1個当たり240,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成22年7月30日～平成42年6月29日	平成23年8月2日～平成43年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保 有 状 況	個数 34個 株数 6,800株 保有者数 4名	個数 37個 株数 7,400株 保有者数 4名

名 称	2012年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年1月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成24年8月1日	平成26年1月31日
新 株 予 約 権 の 数	40個	42個
目 的 と な る 株 式 の 種 類 お よ び 数	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1個当たり204,000円	1個当たり375,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成24年8月2日～平成44年6月29日	平成26年2月1日～平成45年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保 有 状 況	個数 40個 株数 8,000株 保有者数 4名	個数 42個 株数 8,400株 保有者数 4名

名 称	2014年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成26年7月31日	平成27年7月30日
新 株 予 約 権 の 数	42個	48個
目 的 と な る 株 式 の 種 類 お よ び 数	普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 9,600株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1個当たり373,000円	1個当たり405,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円	1個当たり200円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成26年8月1日～平成46年6月29日	平成27年7月31日～平成47年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保 有 状 況	個数 42個 株数 8,400株 保有者数 4名	個数 48個 株数 9,600株 保有者数 4名

名 称	2016年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成28年7月28日
新 株 予 約 権 の 数	47個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	1個当たり445,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日～平成48年6月29日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 47個 株数 9,400株 保有者数 4名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できます。
- (イ) その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
2. 平成27年10月1日付で株式併合(5株を1株に株式併合)を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株といたしました。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

名 称	2016年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成28年7月28日
新 株 予 約 権 の 数	32個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	1個当たり445,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり200円
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日～平成48年6月29日
新株予約権の行使の条件	(ア) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できます。 (イ) その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
当社執行役員への交付状況	個数 32個 株数 6,400株 交付者数 10名

(注) 平成27年10月1日付で株式併合(5株を1株に株式併合)を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株といたしました。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
國保善次	取締役会長 (代表取締役)	京葉鐵鋼埠頭株式会社代表取締役社長
河本隆明	取締役社長 (代表取締役)	
大森豊実	取締役	営業本部長(兼)東京支社長、ロール事業部掌管 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
林眞生	取締役	管理本部長(兼)関係会社担当
佐伯壽一	取締役	株式会社ロックオン取締役監査等委員
岡村裕	取締役	敷島印刷株式会社代表取締役社長
境口勝己	監査役(常勤)	
森岡司郎	監査役(常勤)	
宇津呂修	監査役	弁護士
岩田知孝	監査役	弁護士・公認会計士

- (注) 1. 取締役佐伯壽一氏および岡村裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役宇津呂修氏および岩田知孝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役岩田知孝氏は、弁護士・公認会計士の資格を有しており、法律、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。
- ・就任 ①取締役大森豊実氏は、平成29年3月30日付で淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司の董事長に就任しました。
 - ②取締役佐伯壽一氏は、平成28年12月22日付で株式会社ロックオンの取締役監査等委員に就任しました。
 - ③平成28年6月23日開催の第117期定時株主総会において、新たに岩田知孝氏が監査役に就任しました。
 - ・退任 ①取締役社長河本隆明氏は、平成29年3月30日付で淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司の董事長を退任しました。
 - ②取締役佐伯壽一氏は、平成29年3月31日付で国立大学法人神戸大学の特命教授・学長補佐を退任しました。
 - ③湯浅光章氏は、監査役を平成28年6月23日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、退任しました。
5. 取締役佐伯壽一氏および岡村裕氏、監査役宇津呂修氏および岩田知孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社では、執行役員制度を導入しています。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
大森豊実	取締役専務執行役員	営業本部長(兼)東京支社長、ロール事業部管掌 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長
林眞生	取締役常務執行役員	管理本部長(兼)関係会社担当
大森眞	常務執行役員	盛餘股份有限公司董事長
二田哲	上席執行役員	淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司總經理
渡辺隆昌	上席執行役員	営業本部 副本部長(兼)営業二部長・販売部長
服部格	上席執行役員	淀鋼商事株式会社代表取締役社長
中野要一郎	上席執行役員	経営企画本部長(兼)海外事業企画室長・市川工場長・工場統括
河本善博	上席執行役員	開発本部長
隈元稔夫	上席執行役員	管理本部 副本部長(兼)総務部長・東京支社総務部長
葛生信介	執行役員	呉工場長(兼)呉工場総務部長
八十崇	執行役員	大阪工場長(兼)大阪工場総務部長、ヨドコウ興産株式会社管掌
大隅康令	執行役員	管理本部 経理部長(兼)IR室長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	184百万円
監査役	5	38
合計	11	222

- (注) 1. 上記には、平成28年6月23日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。
2. 上記支給額のうち、社外取締役2名、社外監査役3名の報酬の合計額は24百万円であります。
3. 上記支給額には、平成28年7月13日開催の取締役会の決議により、取締役4名(社外取締役を除く。)に付与したストックオプションとしての新株予約権20百万円(報酬としての額)を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会において年額2億7,500万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等としての重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐伯壽一氏は、株式会社ロックオンの取締役監査等委員であります。当社は、株式会社ロックオンとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役岡村裕氏は、敷島印刷株式会社の代表取締役社長であります。当社は、敷島印刷株式会社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	佐 伯 壽 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者としての観点から発言を行っております。
取 締 役	岡 村 裕	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者としての観点から発言を行っております。
監 査 役	宇 津 呂 修	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会18回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	岩 田 知 孝	就任後開催された取締役会11回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が(2回)ありました。

③責任限定契約の内容と概要

当社と取締役佐伯壽一氏、取締役岡村裕氏、監査役宇津呂修氏、監査役岩田知孝氏の4名は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は800万円と会社法第425条第1項で定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	56百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
- 2.当社の子会社盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司およびPCM PROCESSING (THAILAND) LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。
- 3.当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況並びに監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査計画の内容と監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性および信頼性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、「淀川製鋼グループ企業理念」に基づく事業活動を通じて、持続的成長を目指す中で、適正な業務執行のための体制を整備し、運用することが経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築し運用しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを含むリスクを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としており、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を制定し、全従業員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努める。

委員会の実務組織として、全部門・事業所毎に推進委員を配置し、教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する情報交換を行い、浸透状況や課題等を委員会に提言する体制とする。

また、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた人が、通報または相談ができる内部通報制度として、社内のみならず、社外にも通報窓口を設置し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、所管部門において管理方法を定め、適切に管理する。

また、これらの情報は、監査役から閲覧の要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、品質、災害、労働安全、法務、企業買収、情報管理、経理・財務等、リスク領域毎に担当部門を定め、必要に応じ全社委員会やプロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する事項を管理する。担当部門および委員会等は、それぞれのリスクの軽減に取り組む。

これら業務執行ルートでの取組みとは別に、会社にとってマイナス或はネガティブなリスク情報を速やかに収集し、損失の発現を最小限にする仕組みを整備し、運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うとともに、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行委員会等を通じて伝達する体制とする。

当社は、執行役員制を導入しており、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図る体制とする。

業務運営については、全社的な予算および目標を設定し、各部門においては、この目標達成に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議等にて、その進捗状況および施策の実施状況を取締役がレビューする体制とする。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、「淀川製鋼グループ企業理念」を共有し、子会社においても事業内容・規模に応じた適切な内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性の確保を含め、業務の適正を確保する体制を構築する。

子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、子会社から定期的に報告を受けるとともに、リスク情報を含め、重要案件に関して、適時報告を受け、協議を行うこととする。

当社コンプライアンス・リスク管理委員会は、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」を基に、当社グループのコンプライアンスの推進を図る。

⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査室に監査役会を補助する監査役会担当者を置き、当該従業員の人事等については、総務担当役員と監査役会が意見交換を行う。監査役会担当者は、職務の兼任を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を要求することができる。

⑦ 当社監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社監査役職務執行により生ずる費用は、請求により当社が支払うものとする。

⑧ 当社並びに子会社の取締役および従業員が当社監査役に報告するための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の従業員は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な法令違反等を認識したときは、速やかに当該子会社の取締役または監査役に報告する。当社並びに子会社の取締役および子会社の監査役、並びに当社の従業員は、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な法令違反等を認識したときは、速やかに当社監査役に報告する。

また、当社並びに子会社の取締役および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに的確な報告を行う。

なお、当該報告をしたことを理由に、報告をした者に対して不利な取扱いを行ってはならない。

⑨ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会やコンプライアンス・リスク管理委員会への出席の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する為、監査役会で計画の上、分担して執行委員会や部門会議等の重要会議に出席する。

当社監査役は、主要な立案書（稟議書）その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる。

また、代表取締役は、定期的に監査役との意見交換会を開催する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定める。不当要求等を受けた場合は、警察や顧問弁護士と連携し組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制について

コンプライアンス・リスク管理委員会、及び各部門に配置された推進委員（WGメンバー）による会議を計画的に開催するとともに、コンプライアンス研修や法令に関する研修の実施を含め、各種コンプライアンス施策を推進いたしました。

また、内部通報制度（ヨドコウ「ほっとライン」）については、社内窓口（当社監査部門）のみならず、社外窓口（弁護士事務所）を設置し、運用しております。

② リスク管理体制について

環境、品質等のリスク領域毎に、定期的に、または必要に応じて委員会等を開催し、リスクの軽減に取り組んでおります。

③ グループ会社の事業運営について

当社は、子会社から適宜報告を受けるとともに、定期的に子会社との会議を開催し、淀川製鋼グループとしての企業集団の事業運営を行っております。

当社が制定した関係会社規程を子会社へ配布し、淀川製鋼グループとして業務の適正を確保する体制の構築を構築を推進するとともに、当社監査部門による子会社への監査を計画的に実施いたしました。

④ 取締役の職務執行について

当事業年度は取締役会を14回開催するとともに、執行委員会を毎月開催し、取締役会での決議事項等の指示・周知、業務執行状況の報告、課題や情報の共有を行いました。

また、上記以外にも各部門における販売や生産状況などの情報の共有化を図る会議や商品開発に関する会議を、定期的に開催しております。

⑤ 監査役に対する支援について

監査役は、取締役会以外にも各部門の定例諸会議や子会社との会議などに出席し、取締役の職務執行状況を把握するとともに、代表取締役との意見交換を定期的に行っております。

当社は、監査役が業務執行に係わる文書を適宜閲覧できる体制としており、また監査役の職務を補助する従業員を配置し、当該従業員は監査役会の事務局を担当しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の買取行為や買取提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、買取行為や買取提案の中には、長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買取提案の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買取行為の条件等が企業価値ひいては株主共同の利益と比較して不十分又は不相当であるもの、企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なおうとする意図のあるもの等、買取対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものが存在する可能性があることは否定できません。

当社に対しこのような買取を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令及び当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 事業内容の充実

当社は、規模の追求よりも個性をもって充実し、社会から必要とされる企業を目指し、鋼板関連事業として、溶融亜鉛めつき鋼板・塗装溶融亜鉛めつき鋼板等の表面処理鋼板を主力とし、その川下加工商品として建材商品及びエクステリア商品等への展開を図り、また、各種ロール、グレーチングの製造・販売のほか、不動産賃貸等の事業活動を行っております。

ロ. 選択と集中による収益基盤の確立

当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロムフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材商品及びエクステリア商品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。当社では、海外展開による事業領域の拡大と同時に、事業の選択と集中及び効率化を進め、収益基盤の確立を通じて企業価値向上を目指しております。

ハ. 当社グループの価値観共有による企業価値の向上

当社は、当社グループの価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指しております。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生する努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

ニ. 環境問題への貢献

環境問題への取組みと致しましては、環境への負荷を低減することは「環境への当社の責任」であり、永年培った技術・ノウハウを製品・工法・サービスに展開していくことが「環境への当社の貢献」と考え、その成果を「環境報告書」として、当社ホームページに掲載しております。

ホ. コーポレートガバナンスの強化

当社のコーポレートガバナンスへの取組みでは、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を一定の範囲で分離し、取締役会の監督機能強化・効率化と業務執行の迅速化を目指して、執行役員制を導入し、さらに、当社経営陣から独立した社外取締役を選任し、取締役の業務執行を監視する体制を強化することにより経営の透明性を高めております。今後ともコーポレートガバナンスの強化を実施していく所存であります。

また、コーポレートガバナンスの基礎となる当社企業理念に基づく事業活動を通じて、企業の社会的責任を果たし、健全なる行動が企業価値の維持向上に繋がるとの認識をもって、内部統制システム整備の一環としてのコンプライアンス体制構築にも取組み、コンプライアンス・ポリシーのもと、コーポレートガバナンスガイドライン及びコンプライアンス行動指針の策定、コンプライアンス・リスク管理委員会の設置、ヨドコウ「ほっとライン」の運営などを行っております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きまず。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランは、平成26年6月25日開催の当社第115期定時株主総会において株主の皆様にご承認を賜り継続しており、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社第118期定時株主総会（平成29年6月開催予定）の終結の時までとなっております。

(3) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、以下の理由から、本プランは、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし、原案どおりご承認をいただきましたので株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。また、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断を重視すること

本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤合理的な客観的発動要件を設定していること

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては取締役の任期を1年としており期差任期制ではございませんので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等

当社は株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと認識し、その方策としては業績に応じた配当金のお支払いならびに自己株式取得等としております。業績に応じた配当のお支払いは、安定的、継続的に実施することを基本方針とし、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金需要、先行きの業績見通し、健全な財務体質維持等を勘案して実施いたします。「業績に応じた配当のお支払い」の指標としては、連結配当性向年間30%～50%程度を目途といたします。なお、2017年度～2019年度の3年間については、1株当たり50円以上の年間配当金を維持（2017年3月28日開示の「長期ビジョン および 中期経営計画 策定のお知らせ」による）することとしております。

剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関については、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成29年5月10日開催の取締役会において1株当たり40円と決議しております。これにより平成28年11月2日開催の取締役会において1株当たり30円と決議しました中間配当とあわせて1株当たり年間配当金は70円となります。

(2) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第35条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することといたしております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成29年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成28年3月31日現在
【資産の部】		
流動資産	[114,188]	[117,553]
現金及び預金	40,761	46,502
受取手形及び売掛金	41,103	37,680
有価証券	—	100
商品及び製品	11,404	12,174
仕掛品	3,457	3,296
原材料及び貯蔵品	10,646	9,718
繰延税金資産	528	546
その他	6,400	7,647
貸倒引当金	△113	△111
固定資産	[95,789]	[88,306]
有形固定資産	(50,888)	(50,637)
建物及び構築物	16,656	16,304
機械装置及び運搬具	13,071	13,456
土地	18,685	18,385
リース資産	879	1,037
建設仮勘定	765	658
その他	829	796
無形固定資産	(1,427)	(1,287)
のれん	10	14
その他	1,416	1,273
投資その他の資産	(43,474)	(36,380)
投資有価証券	42,574	34,796
長期貸付金	3	5
繰延税金資産	403	782
その他	492	796
貸倒引当金	△0	△0
資 産 合 計	209,977	205,859

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成29年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成28年3月31日現在
【負債の部】		
流動負債	[30,448]	[33,095]
支払手形及び買掛金	17,800	16,374
短期借入金	669	7,153
リース債務	177	173
未払法人税等	2,770	1,808
賞与引当金	1,052	938
その他	7,978	6,648
固定負債	[18,154]	[19,364]
リース債務	743	930
繰延税金負債	3,942	2,672
再評価に係る繰延税金負債	856	856
役員退職慰労引当金	94	112
退職給付に係る負債	8,278	10,637
その他	4,240	4,155
負債合計	48,603	52,460
【純資産の部】		
株主資本	[127,074]	[124,844]
資本金	23,220	23,220
資本剰余金	20,388	21,432
利益剰余金	95,664	90,589
自己株式	△12,199	△10,399
その他の包括利益累計額	[16,167]	[12,305]
その他有価証券評価差額金	14,477	10,755
土地再評価差額金	1,626	1,626
為替換算調整勘定	1,580	1,860
退職給付に係る調整累計額	△1,516	△1,937
新株予約権	[205]	[177]
非支配株主持分	[17,927]	[16,071]
純資産合計	161,374	153,399
負債・純資産合計	209,977	205,859

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高	154,221	159,214
売 上 原 価	123,884	134,977
売 上 総 利 益	30,336	24,236
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,168	16,933
営 業 利 益	13,168	7,302
営業外収益	(1,579)	(2,327)
受 取 利 息	294	346
受 取 配 当 金	629	685
受 取 保 険 金	104	93
投資有価証券売却益	-	497
持分法による投資利益	300	336
そ の 他	250	369
営業外費用	(984)	(1,185)
支 払 利 息	157	215
そ の 他	826	970
経 常 利 益	13,763	8,444
特別利益	(2)	(9)
固 定 資 産 売 却 益	2	8
受 取 保 険 金	-	0
そ の 他	-	0
特別損失	(965)	(8,558)
固 定 資 産 除 売 却 損	93	85
減 損 損 失	737	6,603
投資有価証券評価損	134	1,828
そ の 他	0	41
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	12,800	△104
法人税、住民税及び事業税	4,126	2,941
法 人 税 等 調 整 額	73	△332
当期純利益又は当期純損失(△)	8,600	△2,712
非支配株主に帰属する当期純利益	1,866	58
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	6,734	△2,771

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

連結株主資本等変動計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,220	21,432	90,589	△10,399	124,844
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,660		△1,660
親会社株主に帰属する当期純利益			6,734		6,734
自 己 株 式 の 取 得				△1,810	△1,810
自 己 株 式 の 処 分		△1		9	8
連結子会社の増資による持分の増減		△1,048			△1,048
連結子会社の株式取得による持分の増減		6			6
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			0		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△1,044	5,075	△1,800	2,230
当 期 末 残 高	23,220	20,388	95,664	△12,199	127,074

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 額 金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額計
当 期 首 残 高	10,755	1,626	1,860	△1,937	12,305
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
連結子会社の増資による持分の増減					
連結子会社の株式取得による持分の増減					
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,721	△0	△279	420	3,861
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	3,721	△0	△279	420	3,861
当 期 末 残 高	14,477	1,626	1,580	△1,516	16,167

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	177	16,071	153,399
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,660
親会社株主に帰属する当期純利益			6,734
自 己 株 式 の 取 得			△1,810
自 己 株 式 の 処 分			8
連結子会社の増資による持分の増減			△1,048
連結子会社の株式取得による持分の増減			6
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	27	1,855	5,744
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	27	1,855	7,975
当 期 末 残 高	205	17,927	161,374

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	7社
ロ. 連結子会社の名称	高田鋼材工業(株) 盛餘股份有限公司 淀鋼商事(株) 京葉鐵鋼埠頭(株) ヨドコウ興発(株) 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司 PCM PROCESSING (THAILAND) LTD.

② 非連結子会社の状況

イ. 主要な非連結子会社の名称	ヨドコウ興産(株) (株)淀川芙蓉 淀鋼國際股份有限公司 YODOKO (THAILAND) CO., LTD. 淀鋼建材(杭州)有限公司
ロ. 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に比べて小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

イ. 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称と数	
非連結子会社	なし
関連会社	1社(株)佐渡島

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

イ. 非連結子会社	ヨドコウ興産(株) (株)淀川芙蓉 淀鋼國際股份有限公司 YODOKO (THAILAND) CO., LTD. 淀鋼建材(杭州)有限公司
-----------	---

ロ. 関連会社

フジデン(株)

ハ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、盛餘股份有限公司、淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司及びPCM PROCESSING(THAILAND)LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同社の同日現在の決算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

なお、在外子会社は主として移動平均法に基づく低価法であります。

④重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 …… 3～60年

機械装置及び運搬具 … 3～36年

ロ.無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ.リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。なお、在外子会社は引き当てておりません。

ハ.役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金支給基準内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事物件につきましては、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

⑧重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑨重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、各々の要件を満たしている場合、為替予約については振当処理を用いております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建売掛金・外貨建買掛金

ヘッジ対象が持つリスクの減少を図ること。

ハ. ヘッジ方針

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

⑩のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑪消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	60百万円
投資有価証券	16百万円
投資その他の資産のその他	83百万円

担保に係る債務

流動負債のその他	52百万円
----------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 172,533百万円

(3) 偶発債務

①保証債務

下記のとおり金融機関よりの借入に対し保証を行っております。

PCM STEEL PROCESSING SDN. BHD. の銀行借

入に対する信用保証 2百万円

淀鋼建材(杭州)有限公司の銀行借入に対す

る信用保証 80百万円

YODOKO (THAILAND) CO., LTD. の銀行借入に対

する信用保証 48百万円

②その他の偶発債務

当社がアフリカ向けに納入した機械装置において、納入設備の不具合や輸送中の破損等が発生したため、補修等を行いました。

当該補修費用のうち当社が負担すべきと見込まれる金額以外の金額約3億円について、今後の当社外注先との交渉の結果によっては当社で追加負担が発生する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首 株式数(千株)	当連結会計 年度増加 株式数(千株)	当連結会計 年度減少 株式数(千株)	当連結会計 年度末 株式数(千株)
普通株式	35,837	—	—	35,837
合計	35,837	—	—	35,837

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日 取締役会	普通株式	768	25	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年11月2日 取締役会	普通株式	906	30	平成28年9月30日	平成28年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,203	40	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の個数				当連結会計年度末(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストックオプションとしての新株予約権(注)	普通株式	547	79	21	605	205
合計		—	547	79	21	605	205

(注)当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式のうち権利行使可能株数は17,600株であり、残りは全て新株予約権の割当を受けた者が当社取締役及び執行役員を退任した翌日より権利行使可能であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達する場合、自己資金を充当するものとし、自己資金の不足が想定される場合については、銀行借入もしくは社債を検討することとしております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスク回避のために利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主に取引先企業の株式、満期保有目的の債券及びデリバティブを組んだ複合金融商品であり、また、有価証券は、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金等で、ともに、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建て営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権、営業債務及び貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物予約取引で、リスク管理を効率的に行うために導入しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項の⑨重要なヘッジ会計の方法をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び国内子会社は取引先の与信管理を徹底し、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。在外子会社については、取引先から取消不可能な信用状の発行を求める等により、信用リスクを回避しております。

満期保有目的の債券、コマーシャル・ペーパーは信用格付けや安全性の高い企業の債券を対象に資金運用を行っておりますので、信用リスクは僅少であります。

また、デリバティブ取引については、高い信用格付けの金融機関とのみ取引を行っているため信用リスクはほとんどないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び営業債務については、為替先物予約により為替の変動リスクを回避しております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、株式につきましては、取引先企業との関係を勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内規定に基づいており、あらかじめ目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額、リスク額の報告・承認体制が確立されております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性についても十分な水準を確保し、流動性リスクを管理しております。

また、不測の資金需要に備え当社は金融機関とコミットメント契約を締結し、在外子会社では金融機関から短期借入金融資産の提供を受けております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	40,761	40,761	－
(2)受取手形及び売掛金	41,103	41,103	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,210	2,330	119
その他有価証券	35,083	35,083	－
資産計	119,159	119,279	119
支払手形及び買掛金	17,800	17,800	－
負債計	17,800	17,800	－
デリバティブ取引	－	－	－

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	243
投資事業有限責任組合	20
合計	263

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域及び海外（中華民国）において、オフィスビル、事業用土地、駐車場等の賃貸用不動産及び遊休不動産を所有しております。国内のオフィスビルについては、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価(百万円)
	当連結会計年度期首残高(百万円)	当連結会計年度増減額(百万円)	当連結会計年度末残高(百万円)	
賃貸等不動産	4,471	△117	4,354	9,080
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	4,831	1,004	5,836	12,175
合計	9,303	886	10,190	21,256

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は建物700百万円及び土地385百万円であり、主な減少額は建物減価償却額142百万円、土地の減損損失23百万円、土地の売却7百万円及び為替換算差額26百万円であります。

3. 当連結会計年度末の時価については、以下によっております。

(1) 国内の不動産については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(2) 中華民国の不動産については、当該政府が公表している不動産価格を元に、算定した価格によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成29年3月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益(百万円)	賃貸費用(百万円)	差額(百万円)	その他(売却損益等)(百万円)
924	564	359	△21

(注)賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益及び賃貸費用は計上されておられません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,805円41銭
 (2) 1株当たり当期純利益 224円27銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成29年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得し得る株式の総数

160千株（上限）

③取得する期間

平成29年5月11日～平成29年6月23日

④取得価額の総額

500百万円（上限）

⑤取得の方法

市場買付

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成29年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成28年3月31日現在
【資産の部】		
流動資産	[74,270]	[83,632]
現金及び預金	17,342	24,410
受取手形	1,868	1,710
売掛金	34,925	33,254
商品及び製品	9,858	9,942
仕掛品	2,445	2,554
原材料及び貯蔵品	5,240	5,354
前払費用	66	62
繰延税金資産	620	599
その他	1,906	5,747
貸倒引当金	△3	△3
固定資産	[95,296]	[76,611]
有形固定資産	(29,806)	(27,571)
建物	8,039	6,895
構築物	762	746
機械装置	6,953	6,174
車両運搬具	15	11
工具器具備品	375	265
土地	13,589	13,227
建設仮勘定	69	249
無形固定資産	(465)	(260)
ソフトウェア	104	96
その他	360	163
投資その他の資産	(65,024)	(48,780)
投資有価証券	35,318	28,434
関係会社株式	29,212	19,468
長期貸付金	0	0
その他	492	876
貸倒引当金	△0	△0
資 産 合 計	169,567	160,244

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期 平成29年3月31日現在	前 期(ご参考) 平成28年3月31日現在
【負債の部】		
流動負債	[24,865]	[23,014]
支 払 手 形	2,917	2,931
買 掛 金	11,860	10,638
短 期 借 入 金	1,940	1,940
未 払 金	2,018	920
未 払 費 用	2,149	1,984
未 払 法 人 税 等	1,843	1,553
前 受 金	83	77
預 り 金	102	98
賞 与 引 当 金	926	815
そ の 他	1,023	2,055
固定負債	[10,927]	[9,570]
退 職 給 付 引 当 金	4,691	4,585
長 期 預 り 保 証 金	1,105	1,051
繰 延 税 金 負 債	4,381	3,350
資 産 除 去 債 務	239	257
そ の 他	509	325
負 債 合 計	35,792	32,585
【純資産の部】		
株主資本	[119,402]	[116,938]
資 本 金	(23,220)	(23,220)
資 本 剰 余 金	(21,393)	(21,395)
資 本 準 備 金	5,805	5,805
そ の 他 資 本 剰 余 金	15,588	15,590
利 益 剰 余 金	(88,156)	(83,893)
そ の 他 利 益 剰 余 金	88,156	83,893
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	967	1,004
特 別 償 却 積 立 金	635	774
別 途 積 立 金	71,382	71,382
繰 越 利 益 剰 余 金	15,171	10,731
自 己 株 式	(△13,369)	(△11,571)
評価・換算差額等	[14,167]	[10,542]
その他有価証券評価差額金	14,167	10,542
新株予約権	[205]	[177]
純 資 産 合 計	133,774	127,658
負 債 ・ 純 資 産 合 計	169,567	160,244

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	前 期(ご参考) (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高	97,043	97,977
売 上 原 価	75,377	78,852
売 上 総 利 益	21,666	19,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,679	12,818
営 業 利 益	7,986	6,307
営業外収益	(1,639)	(2,615)
受 取 利 息	194	314
受 取 配 当 金	1,261	1,534
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	497
そ の 他	183	270
営業外費用	(827)	(848)
支 払 利 息	51	58
そ の 他	776	790
経 常 利 益	8,798	8,074
特別利益	(—)	(6)
固 定 資 産 売 却 益	—	5
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	—	0
受 取 保 険 金	—	0
特別損失	(226)	(8,553)
固 定 資 産 除 売 却 損	68	55
減 損 損 失	22	32
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	1,557
関 係 会 社 株 式 評 価 損	134	6,867
そ の 他	—	41
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	8,572	△472
法人税、住民税及び事業税	2,939	2,389
法 人 税 等 調 整 額	△305	△265
当期純利益又は当期純損失(△)	5,938	△2,596

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額の「0」は百万円未満の在高を意味しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					利益剰余金計
		資本準備金	その 他 資本 剰余 金	資 本 剰 余 金 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	その他利益剰余金					
						特 別 償 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	23,220	5,805	15,590	21,395	1,004	774	71,382	10,731	83,893		
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△36			36	—		
特別償却積立金の取崩						△139		139	—		
剰余金の配当								△1,675	△1,675		
当期純利益								5,938	5,938		
自己株式の取得											
自己株式の処分			△1	△1							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△1	△1	△36	△139	—	4,439	4,263		
当 期 末 残 高	23,220	5,805	15,588	21,393	967	635	71,382	15,171	88,156		

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△11,571	116,938	10,542	10,542	177	127,658
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
特別償却積立金 の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,675				△1,675
当期純利益		5,938				5,938
自己株式の取得	△1,807	△1,807				△1,807
自己株式の処分	9	8				8
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			3,624	3,624	27	3,651
事業年度中の変動額合計	△1,797	2,463	3,624	3,624	27	6,115
当期末残高	△13,369	119,402	14,167	14,167	205	133,774

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 満期保有目的の債券</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式</p> <p>③ その他有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">時価のあるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">時価のないもの</p> | <p>償却原価法（定額法）</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>移動平均法による原価法</p> |
| <p>(2) デリバティブの評価基準及び評価方法</p> | <p>時価法</p> |
| <p>(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>鋼板、建材、グレーチング製品及び同仕掛品</p> <p>ロール製品及び同仕掛品、販売用不動産</p> <p>原材料</p> <p>貯蔵品</p> <p style="padding-left: 2em;">(注) 貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。</p> | <p>総平均法による原価法</p> <p>個別法による原価法</p> <p>総平均法による原価法</p> <p>先入先出法による原価法</p> |
| <p>(4) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>③ リース資産</p> <p>④ 長期前払費用</p> | <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建物及び構築物 ……………3～60年</p> <p style="padding-left: 2em;">機械装置及び車両運搬具 ……3～17年</p> <p>ただし、通常の使用時間を著しく超えて操業するものについて超過時間を基準に増加償却を行っております。</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>均等償却</p> |

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事物件につきましては、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。

(7) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、各々の要件を満たしている場合、為替予約については振当処理を用いております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象
為替予約 外貨建売掛金・外貨建貸付金
ヘッジ対象が持つリスクの減少を図ること。

③ ヘッジ方針

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	9百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	125,988百万円
(3) 偶発債務	
①保証債務	
PCM STEEL PROCESSING SDN. BHD. の銀行借入に対する信用保証	2百万円
淀鋼建材(杭州)有限公司の銀行借入に対する信用保証	80百万円
YODOKO (THAILAND) CO., LTD. の銀行借入に対する信用保証	48百万円
②その他の偶発債務	
当社がアフリカ向けに納入した機械装置において、納入設備の不具合や輸送中の破損等が発生したため、補修等を行いました。	
当該補修費用のうち当社が負担すべきと見込まれる金額以外の金額約3億円について、今後の当社外注先との交渉の結果によっては当社で追加負担が発生する可能性があります。	
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	20,497百万円
短期金銭債務	2,978百万円
長期金銭債務	93百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
(1) 売上高	47,891百万円
(2) 仕入高	7,088百万円
(3) 営業取引以外の収益	706百万円
(4) 営業取引以外の費用	262百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	5,081	668	4	5,746
合計	5,081	668	4	5,746

(注)1. 当事業年度増加の概要

- ・自己株式買付による増加 667千株
- ・単元未満株式の買取りによる増加 1千株

2. 当事業年度減少の概要

- ・ストックオプション行使による減少 4千株
- ・単元未満株式の買増し請求による減少 0千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位:百万円)
退職給付引当金	1,497
賞与引当金	285
有価証券等評価減	3,942
減損損失	94
棚卸資産の簿価切下げ	58
その他	730
小計	6,608
評価性引当額	△4,164
繰延税金資産合計	2,444
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,499
固定資産圧縮積立金	△426
特別償却積立金	△280
繰延税金負債合計	△6,205
繰延税金負債の純額	△3,761

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	淀鋼商事(株)	(所有)直接97.4%	兼任あり	当社製品の販売	当社製品の販売	12,888	売掛金	5,374
子会社	ヨドコウ興発(株)	(所有)直接100.0%	兼任あり	土地の賃貸及び不動産の管理委託	資金の借入	—	短期借入金	1,940
関連会社	(株)佐渡島	(所有)直接50.0%	兼任あり	当社製品の販売	当社製品の販売	31,918	売掛金	13,452

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し毎期価格交渉の上、決定しております。
- ・借入金の利率については、市場金利に基づいて、3ヶ月毎に決定しております。
- ・貸付金の利率については、貸付に要する費用相当の金利に親子間スプレッドを加えたものとしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,438円86銭
(2) 1株当たり当期純利益 195円92銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成29年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第35条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得し得る株式の総数

160千株(上限)

③取得する期間

平成29年5月11日～平成29年6月23日

④取得価額の総額

500百万円(上限)

⑤取得の方法

市場買付

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木健次 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木健次 (印)

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田美穂 (印)

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社淀川製鋼所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成29年5月10日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。

平成29年5月16日

株式会社淀川製鋼所 監査役会

監査役(常勤) 境口 勝己 (印)

監査役(常勤) 森岡 司郎 (印)

監査役 宇津呂 修 (印)

監査役 岩田 知孝 (印)

(注) 監査役宇津呂修及び監査役岩田知孝は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<p>こくほ よしつぐ 國保 善次 (昭和20年12月12日)</p>	<p>昭和 47年 8月 当社入社 平成 13年 6月 当社取締役呉工場長 平成 15年 7月 当社取締役 盛餘股份有限公司董事長 平成 16年 6月 当社上席執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 17年 6月 当社取締役 常務執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 18年 6月 当社代表取締役社長 平成 24年 4月 当社代表取締役会長(現任)</p>	27,911株
<p>取締役候補者とした理由 主に鋼板関連事業の製造部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>かわもと たかあき 河本 隆明 (昭和25年4月6日)</p>	<p>昭和 48年 4月 当社入社 平成 16年 6月 当社執行役員呉工場長 (兼)製造部長 平成 18年 6月 当社上席執行役員呉工場長 (兼)製造部長 平成 19年 6月 当社上席執行役員市川工場長 平成 21年 6月 当社取締役 常務執行役員経営企画本部長 (兼)鋼板工場統括 平成 22年 4月 当社取締役 常務執行役員経営企画本部長 (兼)企画部長・物流部長・ 海外事業企画室長・ 鋼板工場統括 平成 24年 4月 当社代表取締役社長(現任)</p>	15,718株
<p>取締役候補者とした理由 主に鋼板関連事業の製造部門および経営企画部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<p>おおもり 豊実 大森 豊実 (昭和23年9月4日)</p>	<p>昭和 48年 4月 当社入社 平成 12年 6月 当社東京支社鋼板部長 平成 16年 6月 当社執行役員東京支社鋼板部長 平成 18年 6月 当社上席執行役員 盛餘股份有限公司董事長 平成 21年 6月 当社上席執行役員営業本部副本部長 鋼板部門担当 (兼)東京支社長 平成 21年10月 当社上席執行役員営業本部副本部長 営業一部・営業二部担当 (兼) 営業一部長・東京支社長 平成 23年 6月 当社常務執行役員営業本部副本部長 営業一部・営業二部担当 (兼) 東京支社長 平成 24年 4月 当社常務執行役員営業本部長 平成 24年 6月 当社取締役 常務執行役員営業本部長 平成 27年 4月 当社取締役 専務執行役員営業本部長 (兼) 東京支社長、淀鋼商事株式会社 及びロール事業部管掌 平成 28年 6月 当社取締役 専務執行役員営業本部長 (兼) 東京支社長、ロール事業部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板有限公司董事長</p>	11, 566株
<p>取締役候補者とした理由 主に鋼板関連事業の営業部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>※ に 二田 哲 に 二田 哲 (昭和31年3月26日)</p>	<p>昭和 55年 4月 当社入社 平成 21年11月 盛餘股份有限公司出向 平成 22年 9月 部長待遇 盛餘股份有限公司出向 平成 24年 4月 当社上席執行役員 経営企画本部長 (兼) 海外事業企画室長・鋼板工場統括 当社上席執行役員 淀川盛餘(合肥)高科技鋼板 有限公司総経理 (現任)</p>	4, 542株
<p>取締役候補者とした理由 主に鋼板関連事業の製造部門および経営企画部門に従事し、海外子会社の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすため取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	さ え き と し か ず 佐伯 壽一 (昭和23年3月1日)	昭和 45年 4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成 13年 6月 同社理事・大阪支社長 平成 14年 6月 神鋼ケアライフ株式会社 代表取締役社長 平成 23年 6月 同社 顧問役 平成 24年 4月 国立大学法人神戸大学 特命教授・学長補佐 平成 27年 6月 当社取締役(現任) 平成 28年12月 株式会社ロックオン 取締役監査等委員(現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	お か む ら ひ ろ し 岡村 裕 (昭和27年4月13日)	昭和 51年 4月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行)入行 平成 18年 6月 株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員 平成 20年 6月 りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長 平成 21年 6月 株式会社近畿大阪銀行 取締役 平成 23年 6月 大阪厚生信用金庫 非常勤監事(現任) 平成 23年 6月 日本基礎技術株式会社 非常勤監査役(現任) 平成 24年 6月 敷島印刷株式会社 代表取締役社長(現任) 平成 24年 6月 株式会社コーユービジネス 非常勤取締役(現任) 平成 25年 6月 株式会社大阪国際会議場 監査役(現任) 平成 27年 6月 当社取締役(現任)	0株
社外取締役候補者とした理由 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補であります。
2. 取締役候補者の國保善次氏は、平成29年6月19日開催予定の京葉鐵鋼埠頭株式会社第49期定時株主総会の終結の時をもって同社の代表取締役社長を退任し、また同総会にて取締役候補者の河本隆明氏が同社の取締役に選任され、同社取締役会にて代表取締役社長に選任され、就任する予定であります。当社は同社との間に、当社製品の保管、運送等に関する取引関係があります。
3. 上記のほか、各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数について
佐伯壽一、岡村裕の両氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が2年となります。
5. 取締役候補者の佐伯壽一、岡村裕の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 佐伯壽一、岡村裕の両氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本契約に基づく損害賠償責任の限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の内いずれか高い額としており、佐伯壽一、岡村裕の両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役境口勝己氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
はやし まお み 林 眞生 (昭和24年10月25日)	昭和 47年 8月 当社入社 平成 18年 9月 当社呉工場総務部長 平成 19年 9月 当社経理部長 平成 21年 6月 当社執行役員経理部長 平成 23年 6月 当社上席執行役員経理部長 平成 24年 4月 当社常務執行役員管理本部長 (兼) 経理部長 関係会社担当 平成 24年 6月 当社取締役 常務執行役員管理本部長 (兼) 経理部長 関係会社担当 平成 25年 9月 当社取締役 常務執行役員管理本部長 (兼) 関係会社担当(現任)	9,473株
監査役候補者とした理由 主に総務・経理部門に携わる等豊富な業務経験や知見を有することから、監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な 兼職の状況	所有する 当社の株式の数
いぬい いちろう 乾 一良 (昭和27年3月2日)	昭和 51年11月 監査法人朝日会計社 入社 (現 有限責任 あずさ監査法人) 昭和 55年 9月 公認会計士登録 平成 12年 6月 同 代表社員就任 平成 20年 6月 同 本部理事就任 平成 22年 9月 同 監事就任 平成 26年 7月 乾公認会計士事務所 開設 現在に至る	0株

補欠監査役候補者とした理由

長年の公認会計士として培われた高い財務および会計の知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 乾一良氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 乾一良氏は、社外監査役の要件を満たしております。
4. 乾一良氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定および当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本契約に基づく損害賠償責任限度額は、800万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件
当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、その後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引続き検討してまいりました。

平成26年6月25日開催の第115期定時株主総会においては、その内容を一部変更し「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）（以下、「現プラン」といいます。）として更新することを株主の皆様にご承認いただいております。なお、現プランは有効期間の満了に先立ち、平成29年4月27日に開催された当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

つきましては、本プランへの継続につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない旨を明確化いたしました。
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合においても、例外として取締役会のみで対抗措置発動の適否判断ができる類型を限定しました。
- ③その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

1. 本プランの目的

当社の主力事業である表面処理鋼板の製造・販売事業をとりまく環境は、ますます厳しさと変化の激しさを増しています。このような中、当社グループは、営業施策や原材料調達などにおいて独立系ならではの機動力を重視した経営、アジアにおけるバランスの良い拠点配置、80年を超える事業活動を通して築いてきた顧客・サプライヤー基盤と信用、強固な財務体質などの強みを活かした事業展開に努めるとともに、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を実施しております。当社の経営にあたっては、鋼板表面処理・ロール鋳造等に関する永年に亘る技術の蓄積と経験、ならびに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナー及びその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益に繋がるものと考えております。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの強みを損ない、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大規模買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大規模買付行為が行われる場合には、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにした上で回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

以上の点を考慮し、当社取締役会は、当社株式等に対して大規模な買付や買収提案等がなされた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付等が行われる際の情報提供と検討期間の確保に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することといたしました。

2. 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)ならびに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下、「準共同保有者」といいます。以下同じとします。)

又は、

- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。）

又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランへの継続にあたり、現プランと同様に、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします（独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙1のとおりであります。）。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会を通じ提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動するべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。なお、独立委員会の概要は別紙2記載のとおりです。

4. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の法的拘束力を有する誓約文言及び大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店・支店の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を日本語で明示した意向表明書（大規模買付者の代表者による署名又は記名押印のあるもの）をご提出いただくこととします。

当社が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記（1）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただくべき必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、必要情報のリストに従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提供していただきます。必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びその他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経歴及び沿革、大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果、及び当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響、ならびに当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（大規模買付等の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（算定の前提となる事実、算定方法、資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に予定する当社のステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）と当社の関係に関しての変更の有無及びその内容
- ⑥ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜回答期限を設けた上で追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨の公表を行います。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大規模買付者から提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに下記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

（3）取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にはのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに公表します。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案等についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等及び当社が提示する当該買付提案等に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断したときは、取締役としての善管注意義務に基づき、当社取締役会は、当社株主の皆様を守るために、必要かつ相当な範囲で、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付け方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

（３）対抗措置発動の手続き

上記（１）又は（２）において、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置の発動の是非について判断を行う場合、その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはありません。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様の承認を求めること等、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。株主の皆様の意思を確認する手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

当社取締役会及び株主総会において具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従って適時適切に開示します。

(4) 対抗措置の中止等

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合であっても、以下の場合には、独立委員会の意見又は勧告を尊重した上で、対抗措置の中止等もしくは変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどにより、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当の中止、また、新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

- ① 大規模買付者が買付提案を変更し、当該提案が合理的かつ妥当と、当社取締役会が判断した場合
- ② 当社取締役会が大規模買付者との間で当該対抗措置を発動しない旨の合意又は当該対抗措置の発動を中止する旨の合意に至った場合
- ③ 大規模買付者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合
- ④ 対抗措置の発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付行為が当該対抗措置の発動の条件を満たさなくなった場合、又は当該対抗措置の発動の条件を満たしていても当該対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

このような対抗措置発動の中止等を行う場合は、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランは、本総会で承認されることを条件として同日より発効することとし、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成32年6月開催予定の定時株主総会）の終結の時までとします。

ただし、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の同意を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

<ご参考>

本プランの内容は上記1. から6. に記載のとおりですが、株主・投資家に与える影響、並びに本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

1. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合又は、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該大規模買付行為に対し、上記5. に記載した対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には新株予約権

の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合、株主の皆様には別途ご自身が新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約書を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。かかる手続きの詳細につきましては、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従って適時・適切に開示します。なお、当社取締役会は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、独立委員会の勧告を受けて、新株予約権の割当の中止、又は当社が新株予約権の無償取得をする場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について

当社では、以下の理由から、本プランが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上の目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

当社は本総会において、本プランへの継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否か判断する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては取締役の任期を1年としており、期差任期制ではございませんので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしております。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の6名を予定しております。

1. 佐伯 壽一（さえき としかず）

略	歴	昭和45年 4月	株式会社神戸製鋼所入社
		平成13年 6月	同社理事・大阪支社長
		平成14年 6月	神鋼ケアライフ株式会社 代表取締役社長
		平成23年 6月	同社 顧問役
		平成24年 4月	国立大学法人神戸大学 特命教授・学長補佐
		平成27年 6月	当社社外取締役（現任）
		平成27年 6月	当社独立委員会委員（現任）
		平成28年12月	株式会社ロックオン 取締役監査等委員（現任）

※佐伯壽一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

2. 岡村 裕（おかむら ひろし）

略	歴	昭和51年 4月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行
		平成18年 6月	株式会社りそな銀行 代表取締役副社長 兼執行役員
		平成20年 6月	りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長
		平成21年 6月	株式会社近畿大阪銀行 取締役
		平成23年 6月	大阪厚生信用金庫 非常勤監事（現任）
		平成23年 6月	日本基礎技術株式会社 非常勤監査役（現任）
		平成24年 6月	敷島印刷株式会社 代表取締役社長（現任）
		平成24年 6月	株式会社コーユービジネス非常勤取締役（現任）
		平成25年 6月	株式会社大阪国際会議場 監査役（現任）
		平成27年 6月	当社社外取締役（現任）
		平成27年 6月	当社独立委員会委員（現任）

※岡村裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

3. 宇津呂 修 (うつろ おさむ)

- 略 歴 平成 7年 4月 弁護士登録、宇津呂雄章法律事務所
(現本町中央法律事務所) 入所 (現任)
平成24年 6月 当社社外監査役 (現任)
平成24年 6月 当社独立委員会委員 (現任)

※宇津呂修氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

4. 岩田 知孝 (いわた とまたか)

- 略 歴 平成 8年10月 中央監査法人 入所
平成12年 4月 公認会計士登録
平成14年 8月 株式会社KPMG FAS 入社
平成24年12月 弁護士登録
平成25年 1月 藤木新生法律事務所 入所
平成27年 2月 招和法律事務所 開所 (現任)
平成28年 6月 当社社外監査役 (現任)
平成28年 6月 当社独立委員会委員 (現任)

※岩田知孝氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

5. 富田 英孝 (とみた ひでたか)

- 略 歴 昭和40年 1月 公認会計士 富島事務所(現新日本有限責任監査
法人) 入所
昭和40年10月 公認会計士登録
平成16年 7月 公認会計士 富田事務所 開所 (現任)
平成18年 5月 当社独立委員会委員 (現任)

6. 川口 恭弘 (かわぐち やすひろ)

- 略 歴 平成11年 4月 神戸学院大学法学部教授
平成12年 4月 同志社大学法学部教授 (現任)
平成21年 4月 同志社大学法学部長

以上

独立委員会の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から取締役会が選任する。
3. 本プランの有効期限の満了前であっても、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、当社取締役会は、独立委員会の同意を得た上で、本プランを変更する場合がある。
4. 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
5. 独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動又は不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止
 - ③ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
6. 独立委員会は、以下に記載する事項を行い、その内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の内容の充足及び提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ その他取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
7. 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。

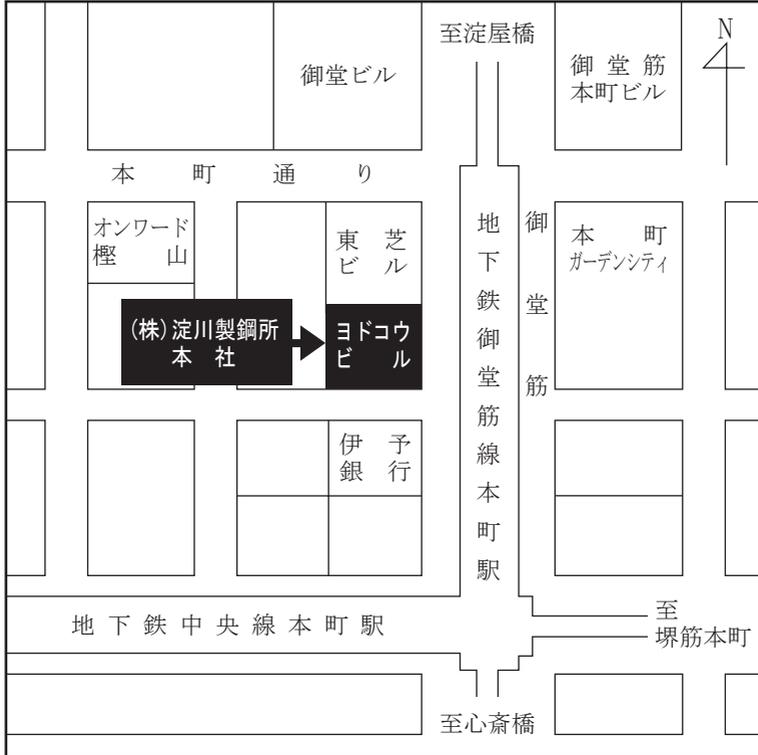
7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区南本町四丁目1番1号 当社本社



(交通のご案内)

地下鉄御堂筋線本町駅（8号出口）より徒歩1分。